

# 平成20年度決算に基づく 健全化判断比率は

## 健全化の基準内でした

今後も引き続き、  
健全な財政運営に努めます。

問 財政課財政係 ☎43-7030

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標（健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率）を算定することになっています。算定結果は、監査委員の審査を経た上で、議会に報告し公表します。

さらに、平成20年度決算から、健全化判断比率が早期健全化基準以上であれば「財政健全化計画」を、財政再生基準以上であれば「財政再生計画」を策定し、財政健全化に取り組むことになりました。

資金不足比率が経営健全化基準以上になると「経営健全化計画」を策定して、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

### ■健全化判断比率

指標名	大館市	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	実質赤字額無し	12.39%	20%
②連結実質赤字比率	連結実質赤字額無し	17.39%	40%
③実質公債費比率	17.7%	25.00%	35%
④将来負担比率	186.9%	350.00%	

### 🔍健全化判断比率

#### ①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等で、毎年の現金不足をチェックするための指標です。

大館市では、実質赤字額はありません。

#### ②連結実質赤字比率

市には一般会計の他に、国民健康保険や介護保険などの特別会計、地方公営企業法を適用した病院事業会計や水道事業会計などがあります。これらすべての会計を合算して、毎年の現金不足をチェックするための指標です。

大館市では、各会計を合算した場合の赤字額はありません。

#### ③実質公債費比率

全会計と一部事務組合の公債費負担をチェックする指標です。市全体の実質的な借金返済額が、市税や地方交付税などの経常的な収入財源に占める割合を表しています。

この割合が25%に達すると早期健全化段階、35%に達すると再生段階となりますが、大館市は17.7%です。

#### ④将来負担比率

全会計、一部事務組合、第三セクターなどを含めて、将来負担する債務などの大きさをチェックする指標です。将来の財政悪化の可能性を表すものですが、この指標の悪化が、即座にその時点での財政状況を表すわけではありません。大館市は186.9%です。

### 🔍資金不足比率

#### (公営企業会計ごと)

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較した指標で、経営状況の深刻度を示します。

大館市は、病院事業会計が5.8%ですが、他の会計の資金不足額はありません。

### ■資金不足比率(公営企業会計ごと)

会計名	大館市	財政健全化法
		経営健全化基準
水道事業会計	資金不足額無し	20%
工業用水道事業会計	資金不足額無し	20%
下水道事業会計	資金不足額無し	20%
病院事業会計	5.8%	20%
戸別浄化槽整備事業特別会計	資金不足額無し	20%
公設総合地方卸売市場特別会計	資金不足額無し	20%
農業集落排水事業特別会計	資金不足額無し	20%
宅地造成事業特別会計	資金不足額無し	20%

### ■財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化イメージ

